平成２３年（家）第２０９９号
本籍東京都杉並区阿佐谷南３丁目741番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋２―３―20―２
不在者　榎本　光秀
昭和21年２月25日生
平成24年４月10日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第２３３２号
本籍北海道夕張郡栗山町松風３丁目237番地、最後の住所大阪府東大阪市若江西新町４丁目３番32号
不在者　藤川　照夫
昭和22年11月２日生
平成24年４月10日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第３１２９号
本籍大阪府大阪市城東区今福南１丁目97番地、最後の住所不詳
不在者　高橋　静枝
大正４年12月19日生
平成24年４月10日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第６２０号
本籍東京都渋谷区東３丁目４番地、最後の住所福岡市博多区板付７丁目７番37号
不在者　今村　壽雄
昭和20年３月21日生
平成24年４月11日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１３５号
本籍長崎県島原市有明町大三東乙833番地、最後の住所長崎県諫早市幸町28番15号フラワーハイツＡ202
不在者　石尾　貞俊
昭和29年１月14日生
平成24年４月11日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所諫早出張所裁判所書記官

平成２３年（家）第２９号
本籍沖縄県国頭郡本部町字大堂65番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　根路銘國司
明治36年２月３日生
平成24年４月７日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２３年（家）第１０９２２号
本籍神奈川県横浜市旭区左近山16番地１、住所東京都足立区西新井本町２―13―17渡辺方
申立人（失踪者）　岡田佐代子
昭和29年３月26日生
平成24年３月27日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１２１３１号
本籍沖縄県那覇市泉崎２丁目58番地、住所東京都北区赤羽西２丁目22番16号リードワン102号
申立人（失踪者）　長濱　克成
昭和６年11月15日生
平成24年４月５日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第５１号
本籍栃木県下都賀郡壬生町大字福和田1584番地６、住所栃木県下都賀郡壬生町大字福和田1585―118
失踪者　豊後　広志
昭和30年７月20日生
平成24年４月12日失踪宣告取消審判確定
宇都宮家庭裁判所栃木支部裁判所書記官

平成２３年（家）第１７６６号
本籍愛媛県今治市大西町星浦甲879番地、住所広島県廿日市市峠982―８
申立人（失踪者）　越智　　昇
昭和18年２月14日生
平成24年４月10日失踪宣告取消審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

平成２３年（へ）第１０号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
岡山県瀬戸内市邑久町山手222番地
申立人　雪上　　綠
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月12日
平成24年４月13日　　岡山簡易裁判所

（別紙）　目　録
⑴土地　瀬戸内市邑久町山手字二十坪95番
田　1108平方メートル
⑵登記年月日番号及び登記した権利の内容
①岡山地方法務局備前支局昭和34年12月23日受付第2482号
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和34年12月23日講金掛戻契約
債権額　金10万円
損害金　日歩９銭８厘
抵当権者　岡山市西大寺河本町296番地
松岡　芳男
②岡山地方法務局備前支局昭和35年６月28日受付第1476号
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和35年６月27日金銭消費貸借
債権額　金４万円
利息　年２割
債務者　邑久郡邑久町山手200番地
雪上　　綵
抵当権者　邑久郡邑久町福中407番地
山崎　槌野
③岡山地方法務局備前支局昭和38年11月５日受付第2635号
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和38年11月５日証書貸付契約
債権元本極度額　金15万円
損害金　日歩７銭
債務者　邑久郡邑久町山手200番地
雪上　　綵
根抵当権者　姫路市忍町524番地
中筋　竹雄

破産手続における保全管理命令

平成２４年（フ）第５１５号
埼玉県三郷市南蓮沼573―４、商業登記簿上の本店所在地さいたま市南区内谷７丁目６番10号
債務者　株式会社コウシンワークス
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　青山　隆治
平成24年４月18日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８号
長野県駒ヶ根市赤穂4509番地
債務者　伊南電器株式会社
代表者代表取締役　田中　康文
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　相馬　弘昭
４　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年９月19日午前10時
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１８号
鹿児島県指宿市山川福元6159番地６
債務者　七宝フーズ株式会社
代表者代表取締役　今村かつ子
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大脇　通孝
４　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前10時
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１４９号
神奈川県相模原市中央区上溝2385番地６
債務者　有限会社ナカイホーム
代表者取締役　仲井七海雄
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　弘人
４　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部